

重要事項説明書

1. 事業所概要

事業者名	公益財団法人 松原病院
代表者名	代表理事 松原 六郎
事業所名	みどりの森 居宅介護支援事業所
管理者	上坂祐子
所在地	福井市文京2丁目6番10号
電話番号	0776-28-7212
指定年月日	平成11年10月1日
介護保険事業所番号	1870101183号

2. 事業所の目的

指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員・管理運営事項を定めて、介護支援専門員が利用者に対して、介護保険法令の趣旨に従い適切な居宅介護支援を提供します。

3. 事業所の方針

利用者の置かれている状況に応じて、利用者の意思・人格を尊重し、利用者の立場に立ち、公正中立にケアマネジメントを行います。市町、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設、その他関係機関との連携に努めます。

4. 職員の体制

管理者 1名（主任介護支援専門員を兼務）
主任介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員 3名以上（主任介護支援専門員を含む）

5. 営業日・営業時間

月曜日から金曜日 9時から17時30分
土日祝日、年末年始は休業します。
なお、上記以外の時間は転送電話等、必要に応じて対応いたします。

6. 利用料金等

利用料金は全額介護保険より給付されます。（別紙参照）
但し、介護保険の給付制限等がある場合は実費をいただくことがあります。

7. 提供するサービス方法・内容

（1）居宅サービス計画の作成・交付・実施状況の把握・変更

- ① 居宅サービス計画の作成・変更には利用者の要介護状態を維持・改善できるよう複数の事業所を紹介し、またその選定理由を説明して利用者・家族（代理人）の意向を尊重して計画します。
- ② 居宅サービス計画の原案の内容は丁寧に説明し、利用者の同意を得た上で事業所等へ交付します。
- ③ 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者から個別サービス計画の提出を求め、意識の共有を図ります。

（2）利用者への定期的訪問・面接とモニタリング

- (3) 介護・福祉・医療サービス等への連絡・情報提供等
※入院される場合は入院先の医療機関に担当介護支援専門員の氏名と連絡先をお伝えください。
- (4) サービス担当者会議の開催、担当者への照会
- (5) 介護保険の給付管理業務
- (6) 要介護認定の申請・変更申請の代行
- (7) 福祉サービス等の手続き代行
- (8) 居宅介護支援に関わる諸記録整備

8. 事業の実施地域

福井市の春山、宝永、松本、順化、旭、湊、日新、明新、西藤島地区
※その他の地区は要相談

9. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合は、迅速に対応します。
- (3) 事故状況およびその処理の記録は5年間保管し、サービスの改善・向上を図ります。

10. 秘密保持

- (1) 職員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 文書で同意を得た場合に限り、居宅介護支援に必要な範囲で利用者または家族の個人情報を用いることができます。

11. 苦情等申立先

- (1) 利用者または家族からの苦情や要望を受けた職員は、速やかに管理者に報告します。管理者は苦情内容を把握したうえで、担当職員に対して苦情解決に向けて指導・助言を行います。
- (2) 管理者は、施設内苦情委員会にて再発防止策等について話し合い、その結果を利用者または家族に対して文書を以って報告します。
- (3) 苦情解決体制を整備し、苦情解決を通じてサービスの改善・向上を図ります。
- (4) 苦情内容の記録は5年間保管します。

苦情相談受付担当者	管理者 上坂 祐子
-----------	-----------

その他苦情相談窓口

福井市介護保険課	【住所】福井市大手3丁目10-1 【電話】0776-20-5715
福井県健康保険団体連合会	【住所】福井市西開発4丁目202-1 【電話】0776-57-1614

※ 住所地が福井市外の方は、各市町の介護保険の窓口でも苦情受付しています。

12. 高齢者虐待防止と権利擁護について

- (1) 高齢者虐待防止と権利擁護に必要な知識習得のため、研修会への参加や事業所内勉強会等を開催し、職員の資質向上に努めています。
- (2) 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに関係機関に報告し、必要な措置を講じます。
- (3) 虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、施設内にて虐待防止検討委員会を定期的で開催します。
- (4) 高齢者虐待防止に関する責任者を選定しています。

高齢者虐待防止に関する責任者	管理者 上坂 祐子
----------------	-----------

13. 感染症対策について

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

14. 業務継続に向けた取組について

- (1) 感染症や非常災害の発生に備え業務継続計画を策定し、定期的に見直します。
- (2) 業務継続計画を元に、研修・訓練を定期的を実施します。

15. 身体的拘束等の適正化の推進について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. ハラスメントの防止について

- (1) 介護ハラスメントを予防するために必要な研修や情報を職員に提供します。
- (2) 介護ハラスメントが発生した場合は、速やかに関係機関に報告し、必要な措置を講じます。
- (3) 職場におけるハラスメントを予防するために、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じます。

17. 担当職員

- (1) 職員は、常に介護支援専門員証を携帯し、初回訪問時および利用者や家族から提示を求められた時は、いつでも介護支援専門員証を提示します。
- (2) 利用者・家族(代理人)は担当職員の変更を申し出ることができます。
- (3) 利用者・家族(代理人)は居宅介護支援事業所の変更を申し出ることができます。
- (4) 担当職員の異動・退職等があった場合に、担当を交替させていただく場合があります。

18. その他運営に関する事項

- (1) 職員の研修機会を積極的に設け、多様化、複雑化する課題に対応するための体制を確保します。
- (2) 地域包括支援センターや地域の居宅介護支援事業所と連携し、居宅介護支援に必要な体制作りを積極的に進めます。
- (3) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力し、実習生受け入れ体制を確保します。

重要事項説明同意書

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して居宅サービス契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

〔事業者〕

所在地 福井県福井市文京2丁目9番1号
名 称 公益財団法人 松原病院
代表理事 松原 六郎 ⑩

〔事業所〕

所在地 福井県福井市文京2丁目6番10号
名 称 みどりの森居宅介護支援事業所
代表 松原 六郎 ⑩

〔説明者〕

氏 名

居宅サービス契約書及び本書面により、事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援のサービス提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所
氏 名

家 族 住 所
【続柄 】 氏 名

代 理 人 住 所
【 】 氏 名

(別紙)

料金表

みどりの森 居宅介護支援事業所
2024.4.1 改正

① 居宅介護支援費(1単位=10 円)

区分項目		サービス利用単位数
居宅介護支援(Ⅰ)	要介護 1 又は要介護 2	1, 086単位/月
	要介護 3、要介護4又は要介護 5	1, 411単位/月
居宅介護支援(Ⅱ)	要介護 1 又は要介護 2	544単位/月
	要介護 3、要介護4又は要介護 5	704単位/月
居宅介護支援(Ⅲ)	要介護 1 又は要介護 2	326単位/月
	要介護 3、要介護4又は要介護 5	422単位/月

② 加算料金

加算項目			加算単位
初回加算			300単位／月
特定事業所加算（Ⅰ）			519単位／月
特定事業所加算（Ⅱ）			421単位／月
特定事業所加算（Ⅲ）			323単位／月
特定事業所加算（A）			114単位／月
特定事業所医療介護連携加算			125単位／月
入院時情報連携加算（Ⅰ）			250単位／月
入院時情報連携加算（Ⅱ）			200単位／月
退院・退所加算	カンファレンス 参加 無	連携1回	450単位／月
		連携2回	600単位／月
	カンファレンス 参加 有	連携1回	600単位／月
		連携2回	750単位／月
		連携3回	900単位／月
	通院時情報連携加算		
緊急時等居宅カンファレンス加算			200単位／月
ターミナルケアマネジメント加算			400単位／月
中山間地域加算 ※実施地域以外の地域の方			算定単位×5％／月

③ 加算の説明

加算			内容
初回加算			新規及び要支援から要介護に移行した場合、また2ヶ月以上利用がなく再開した場合の計画作成時 要介護状態区分2区分以上変更時の計画作成時
特定事業所加算(Ⅱ)			常勤で主任介護支援専門員を1名以上、介護支援専門員を3名以上配置 24時間連絡体制の確保、計画的な研修の実施、事例検討会等の開催や参加、実習生受入、医療機関や包括支援センター等との連携等を行うこと
特定事業所医療介護連携加算			特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ退院・退所加算の算定に係る医療機関、介護保険施設等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している事業所
入院時情報連携加算(Ⅰ)			入院した日に情報提供した場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)			入院した日の翌日または翌々日に情報提供した場合
退院・退所加算	カンファレンス 参加 無	連携1回	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し居宅サービス等を利用する場合、医療機関等の職員と面談を行い、利用者の情報提供を受けた上でケアプランを作成し、居宅サービス利用の調整を行った場合
		連携2回	
	カンファレンス 参加 有	連携1回	
		連携2回	
		連携3回	
通院時情報連携加算			利用者が医療機関に通院時、介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師に対して心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師から必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算			医療機関の求めで医師または看護師とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行いサービス調整した場合
ターミナルケアマネジメント加算			在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て利用者宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合 24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備
中山間地域加算			福井県内全域は豪雪地帯対策特別措置法で中山間地域に指定されており、当事業所が実施地域としている福井市の9地区(春山、宝永、松本、順化、旭、湊、日新、明新、西藤島)以外の地域に居住している方の場合